

令和2年4月1日  
中央区立有馬小学校  
校長 清水 晶子

## 新型コロナウイルス感染拡大防止についての対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため学校といたしましては、都立学校版感染症ガイドライン東京都教育委員会、中央区教育委員会の通達に基づき以下のような対応をいたします。ご理解ご協力をお願いいたします。

尚、本通知は現段階での対応を示すものです。今後の感染拡大の状況によっては、変更になります。ご承知ください。

新学期を迎える教育活動再開にあたっては、学校においては以下の4つの対策を講じます。

- 手洗い、咳エチケット等、基本的な感染症対策の徹底
- 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備
- 日頃の連絡体制の確認（安心・安全メール全員登録）
- 集団感染リスクの高い3つの条件が同時にならないことを徹底的に回避
  - ①換気の悪い密閉空間
  - ②多くの人が密集
  - ③近距離での会話や発声

### 家庭へのお願い

- ・手洗いやうがい、咳エチケット等基本的な感染症対策の徹底。
- ・登校の際には、ご家庭にあるマスクを着用。  
マスクがない場合は、ホームページにアップしている「マスクの作り方」を参照し、手作りマスクを着用。
- ・健康チェックカードへの記入  
毎朝、自宅での検温、健康状態の記入、提出。  
提出されていない場合は、保健室で検温、風邪症状の確認をします。  
※発熱、風邪症状がある場合は、自宅で休養をお願いします。

### 校内の対応

- ・校内に石鹸や消毒用アルコールを設置するなど手指衛生を保てる環境を整美。
- ・教室等のこまめな換気。
- ・教室、トイレ等児童が利用する場所のうち、特に多くの児童が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチ)等1日1回以上消毒液を使用して清掃。

### 教育活動の対応

- (1)朝礼、集会
  - ・朝礼は、放送で各教室において実施。
  - ・集会は中止。
- (2)授業
  - ・3つの条件が重なることのないよう、基本的な感染症対策を徹底した上で、原則として通常通りの

授業を行います。教科によっては、例年通りの内容が実施できない場合もあります。ご承知おきください。

- ①全教科の授業において、同じ班の児童が机を向き合わせて話し合いをするなどの活動を行う際は、マスクの着用。
  - ②教師はマスク着用。
  - ③体育・・・基本的な技能や体力トレーニングを中心に。  
身体接触を伴う活動は行わない。  
校庭、体育館（適切な換気）での活動は、マスクの着用を強制しない。
  - ④音楽・・・歌唱、リコーダーは行わない。
  - ⑤家庭科・・・調理実習は、2学期に延期。
- ※授業中、体調不調を不良訴えた場合は、速やかに保健室に移動させるとともに保護者に連絡し  
たうえで下校させますのでよろしくお願いいたします。

### (3)給食

- ・給食の配膳を行う児童・教職員は、下痢、発熱、嘔吐、腹痛等の症状の有無、衛生的な服装をしているか（マスク着用）、手指を確実に洗浄したか等、必ず点検。また、給食当番を行うことが適切でないと判断した場合は、給食当番を代える等の対応。
- ・できる限り教員、補助員等複数で対応。
- ・給食中は前を向いて喫食し、会話を控えるように指導。

## (4) 学校行事

当面の4、5月の学校行事を以下のように日程・内容を変更いたします。

- ・4月9日（木）4、5、6年生保護者会→中止 書面にて説明。
- ・4月13日（月）1、2、3年生保護者会→中止 書面にて説明。  
※PTA 役員の選出については検討中。  
後日連絡します。
- ・4月17日（金）1年生を迎える会→6月26日（金）に延期。
- ・4月18日（土）土曜学校公開日 →2月20日（土）に延期。
- ・4月21日（火）校外学習6年 →延期。
- ・4月24日（金）離任式 →6月26日（金）に延期。
- ・4月24日（金）PTA 総会・PTA 歓送迎会 →延期または中止。  
※検討中
- ・4月30日（木）柏学園移動教室3年→ 延期。
- ・5月1日（金）遠足2年 → 延期。
- ・**5月23日（土）運動会 →9月26日（土）に延期。**
- ・5月28日（木）遠足1年 → 延期。
- ・健康診断は、検診時の児童が滞留しないように実施。学年末までに実施。
- ・4月、5月の避難訓練は、内容を変えて実施。全校で集まることは行わない。  
※9月26日（土）実施予定の学芸会は、1月23日（土）、2月20日（土）の学校公開時に学年発表会を実施する予定。（詳細は後日連絡）  
※今後の状況で変更することがあります。

## 登校の判断

- (1)医療的ケアが日常的に必要な児童等、基礎疾患等があることにより重症化するリスクがある児童について
  - ・学校は、地域の感染状況を踏まえ、主治医、学校医等に相談の上、個別に登校の判断をする。
  - ・登校すべきではないと判断した場合は、出席停止とする。
- (2)海外から帰国した児童について

- ・学校は、帰国後2週間は、保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するように要請する。
- ・出席停止とする。

(3)感染症の予防上、症状はでていないものの保護者が児童を出席させない場合について

- ・出席停止とする。

## 感染者が出た場合

(1)児童の場合

- ・治癒するまで出席停止とする。
- ・臨時休業は、臨時の実施の期間、範囲、そのときの感染拡大の状況を勘案して、保健所、医師会、教育委員会と判断する。

(2)教職員の場合

- ・治癒するまでは出勤停止とする。
- ・臨時休業は、臨時の実施の期間、範囲、そのときの感染拡大の状況を勘案して、保健所、医師会、教育委員会と判断する。

## 濃厚接触者を把握した場合(同居家族)

(1)児童の場合

- ・保護者は、速やかに学校に知らせる。
- ・当該児童は、感染の有無、状況が明らかになるまで出席停止とする。
- ・出席停止の期間は、最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。
- ・学校は必要に応じて、ほかの児童の健康観察を行う。

(2)教職員の場合

- ・教職員は速やかに校長に報告する。
- ・当該教職員は感染の有無、状況が明らかになるまで出勤停止とする。
- ・出勤停止の期間は、最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。
- ・学校は必要に応じて、ほかの児童の健康観察を行う。

## 在校生の未履修への対応

- ・新学年の担任に未履修内容を引き継ぎ、年間指導計画に位置付け、弾力的に実施する。

※学校からの連絡は、今後もホームページ・安心、安全メールでお知らせいたします。  
よろしく願いいたします。